

令和 8 年

市議会 9 月定例会議案参考資料

健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

○健全化判断比率

(単位：％)

比率名	令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比	財政再生基準	備 考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	— (△ 9.05)	12.73	— (△ 10.12)	12.77	— (1.07)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	— (△ 21.66)	17.73	— (△ 23.21)	17.77	— (1.55)	30.00	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3 か年平均)	2.0	25.0	1.9	25.0	(0.1)	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	— (△ 27.6)	350.0	— (△ 29.5)	350.0	— (1.9)		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

備考

- 1 比率欄の括弧内に実質黒字の程度(比率)を記載
- 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。

○公営企業の資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和 7 年度		令和 6 年度		前年度比	備 考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	— (△ 102.4)	20.0	— (△ 115.6)	20.0	— (13.2)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	— (△ 96.8)	20.0	— (△ 76.5)	20.0	— (△ 20.3)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

知立市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第40号、参考資料)

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第41号、参考資料)

改正後		改正前											
別表第 1 （第 4 条関係）		別表第 1 （第 4 条関係）											
<table><tr><td colspan="2">事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>		事務		略		<table><tr><td colspan="2">事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td colspan="2"><u>12 日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr></table>		事務		略		<u>12 日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
事務													
略													
事務													
略													
<u>12 日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>													
別表第 2 （第 4 条関係）		別表第 2 （第 4 条関係）											
<table><tr><td>事務</td><td>特定個人情報</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>		事務	特定個人情報	略		<table><tr><td>事務</td><td>特定個人情報</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td><u>12 日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u></td><td><u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></td></tr></table>		事務	特定個人情報	略		<u>12 日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
事務	特定個人情報												
略													
事務	特定個人情報												
略													
<u>12 日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>												

改正後	改正前	
		<u>もの</u> <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）に</u> <u>よる養育医療の給付又は養育医療に要</u> <u>する費用の支給に関する情報であって</u> <u>規則で定めるもの</u> <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）によ</u> <u>る児童手当若しくは特例給付の支給に</u> <u>関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則</u> <u>で定めるもの</u> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合</u> <u>的に支援するための法律（平成17年法律</u> <u>第123号）による自立支援給付の支給に</u> <u>関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法</u> <u>律による特別児童扶養手当の支給に関</u> <u>する情報であって規則で定めるもの</u>

知立市児童クラブの実施に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第42号、参考資料)

改正後	改正前
別表（第5条、第9条関係） 表 略 備考 1 この表において「学校休業日」とは、土曜日、 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> 及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に基づき教育委員会が定める学校の休業日その他規則で定める日をいう。 2～4 略	別表（第5条、第9条関係） 表 略 備考 1 この表において「学校休業日」とは、土曜日及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に基づき教育委員会が定める学校の休業日その他規則で定める日をいう。 2～4 略

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 4 3 号、参考資料)

改正後	改正前
(一般廃棄物の自己処理) 第 9 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第 6 条の 2 第 2 項及び<u>第 4 項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。 2 略	(一般廃棄物の自己処理) 第 9 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第 6 条の 2 第 2 項及び<u>第 3 項</u>に定める基準に準じて処理しなければならない。 2 略

知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第 4 4 号、参考資料)

改正後

(建築物の高さの最低限度)

第 7 条 略

2 前項の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

(1) 前項に規定する数値に満たない高さの部分

を有する建築物で、その部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 2 分の 1 未満であるもの

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域内における建築物

(3) 高架の工作物内に設ける建築物

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	区域
上重原地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画上重原地区計画において地区整備計画が定められた区域
略	
山地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画山地区計画において地区整備計画が定められた区域
<u>八橋山田谷地区整備計画区域</u>	<u>都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画八橋山田谷地区計画において地区整備計画が定められた区域</u>

別表第 2 （第 3 条－第 9 条関係）

対象区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正前

(建築物の高さの最低限度)

第 7 条 略

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない高さの部分を有する建築物で、その部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 2 分の 1 未満であるものについては、適用しない。

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	区域
上重原地区整備計画区域	都市計画法 <u>（昭和43年法律第100号）</u> 第20条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画上重原地区計画において地区整備計画が定められた区域
略	
山地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画山地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第 2 （第 3 条－第 9 条関係）

対象区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正後										改正前											
の名称	計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度(%)	建築物の敷地面積の最低限度(m ²)	外壁等の距離の限度			建築物の高さの最低限度(m)	建築物の高さの最高限度(m)		の名称	計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度(%)	建築物の敷地面積の最低限度(m ²)	外壁等の距離の限度			建築物の高さの最低限度(m)	建築物の高さの最高限度(m)	
					道路境界線までの距離(m)	隣地境界線までの距離(m)	適用除外の建築物等									道路境界線までの距離(m)	隣地境界線までの距離(m)	適用除外の建築物等			
上重原地区整備計画区域	A地区	法別表第2 (は)項に掲げる建築物以外の建築物		160	1.0	0.5	<u>物置、 車庫その他これらに類する用途に供する建築物等で、 次のいずれかに該当するもの</u> (1) <u>外壁を有しないもの</u>				上重原地区整備計画区域	A地区	法別表第2 (は)項に掲げる建築物以外の建築物		160	1.0	0.5	<u>物置、 車庫その他これらに類する用途に供し、 軒の高さが2.5m以下で、かつ、 外壁等の距離の限度に満たない部分の床面積の合</u>			
	B地区	法別表第2 (ほ)項第2号及び第3号並びに(に)項第3号から第8号までに掲げる建築物										B地区	法別表第2 (ほ)項第2号及び第3号並びに(に)項第3号から第8号までに掲げる建築物								
	C地区	法別表第2 (ほ)項第2号から第4号まで及び(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物										C地区	法別表第2 (ほ)項第2号から第4号まで及び(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物								
	D地区	法別表第2 (に)項第4号										D地区	法別表第2 (に)項第4号								

改正後											改正前										
			に掲げる建築物					<u>の高さが2.5m以下で、外壁等の距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内のもの</u>										<u>計が10㎡以内の建築物等</u>			
	E地区		法別表第2 (に) 項第4号 並びに (り) 項 第2号及び第 3号に掲げる 建築物									E地区		法別表第2 (に) 項第4号 並びに (り) 項 第2号及び第 3号に掲げる 建築物							
八橋 地区 整備 計画 区域					160	1.0	0.5	<u>物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に</u>				八橋 地区 整備 計画 区域				160	1.0	0.5	<u>物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に</u>		

改正後												改正前											
								<u>供する</u> <u>建築物</u> <u>等で、</u> <u>次のい</u> <u>ずれか</u> <u>に該当</u> <u>するも</u> <u>の</u> <u>(1) 外</u> <u>壁を</u> <u>有し</u> <u>ない</u> <u>もの</u> <u>(2) 軒</u> <u>の高</u> <u>さが</u> <u>2.5</u> <u>m以</u> <u>下</u> <u>で、</u> <u>外壁</u> <u>等の</u> <u>距離</u> <u>の限</u> <u>度に</u> <u>満た</u> <u>ない</u> <u>部分</u>											<u>供し、</u> <u>軒の高</u> <u>さが</u> <u>2.5m</u> <u>以下</u> <u>で、か</u> <u>つ、外</u> <u>壁等の</u> <u>距離の</u> <u>い部分</u> <u>の床面</u> <u>積の合</u> <u>計が10</u> <u>m²以内</u> <u>の建築</u> <u>物等</u>				

改正後												改正前											
								<u>の床面積の合計が10㎡以内のもの</u>															
略												略											
八橋まとは地区整備計画区域					160	1.0	0.5	<u>物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物等で、次のいずれかに該当するものの</u> <u>(1) 外壁を有しないもの</u>				八橋まとは地区整備計画区域					160	1.0	0.5	<u>物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、外壁等の距離の限度に満たない部分の床面</u>			

改正後											改正前												
								(2) 軒 の高 さが 2.5 m以 下 で、 外壁 等の 距離 の限 度に 満た ない 部分 の床 面積 の合 計が 10㎡ 以内 のも の											積の合 計が10 ㎡以内 の建築 物等				
八橋 東部 地区 整備 計画					160	1.0	0.5	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する				八橋 東部 地区 整備 計画					160	1.0	0.5	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する			

改正後											改正前										
区域							用途に 供する 建築物 等で、 次のい ずれか に該当 するも の (1) 外 壁を 有し ない もの (2) 軒 の高 さが 2.5 m以 下 で、 外壁 等の 距離 の限 度に 満た ない				区域						用途に 供し、 軒の高 さが 2.5m 以下 で、か つ、外 壁等の 距離の 限度に 満たな い部分 の床面 積の合 計が10 ㎡以内 の建築 物等				

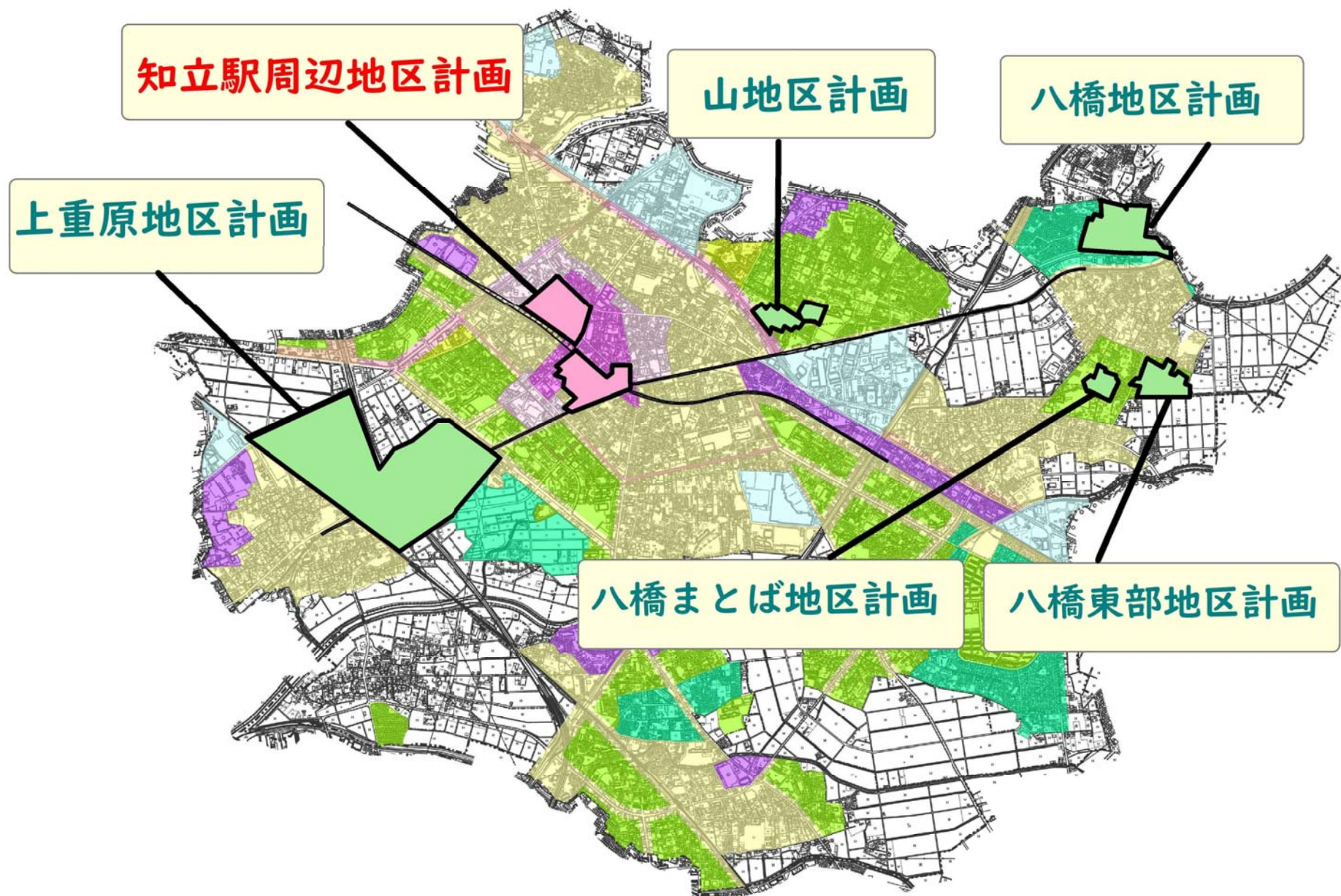
改正後											改正前															
								<u>部分</u> <u>の床</u> <u>面積</u> <u>の合</u> <u>計が</u> <u>10m²</u> <u>以内</u> <u>のも</u> <u>の</u>																		
	山地 区整 備計 画区 域					1.0	0.5	<u>物置、</u> <u>車庫そ</u> <u>の他こ</u> <u>れらに</u> <u>類する</u> <u>用途に</u> <u>供する</u> <u>建築物</u> <u>等で、</u> <u>次のい</u> <u>ずれか</u> <u>に該当</u> <u>するも</u> <u>の</u> <u>(1) 外</u> <u>壁を</u> <u>有し</u> <u>ない</u> <u>もの</u>		10			山地 区整 備計 画区 域						1.0	0.5	<u>物置、</u> <u>車庫そ</u> <u>の他こ</u> <u>れらに</u> <u>類する</u> <u>用途に</u> <u>供し、</u> <u>軒の高</u> <u>さが</u> <u>2.5m</u> <u>以下</u> <u>で、か</u> <u>つ、外</u> <u>壁等の</u> <u>距離の</u> <u>限度に</u> <u>満たな</u> <u>い部分</u> <u>の床面</u>		10			

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								(2) 軒 の高 さが 2.5 m以 下 で、 外壁 等の 距離 の限 度に 満た ない 部分 の床 面積 の合 計が 10㎡ 以内 のも の																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</

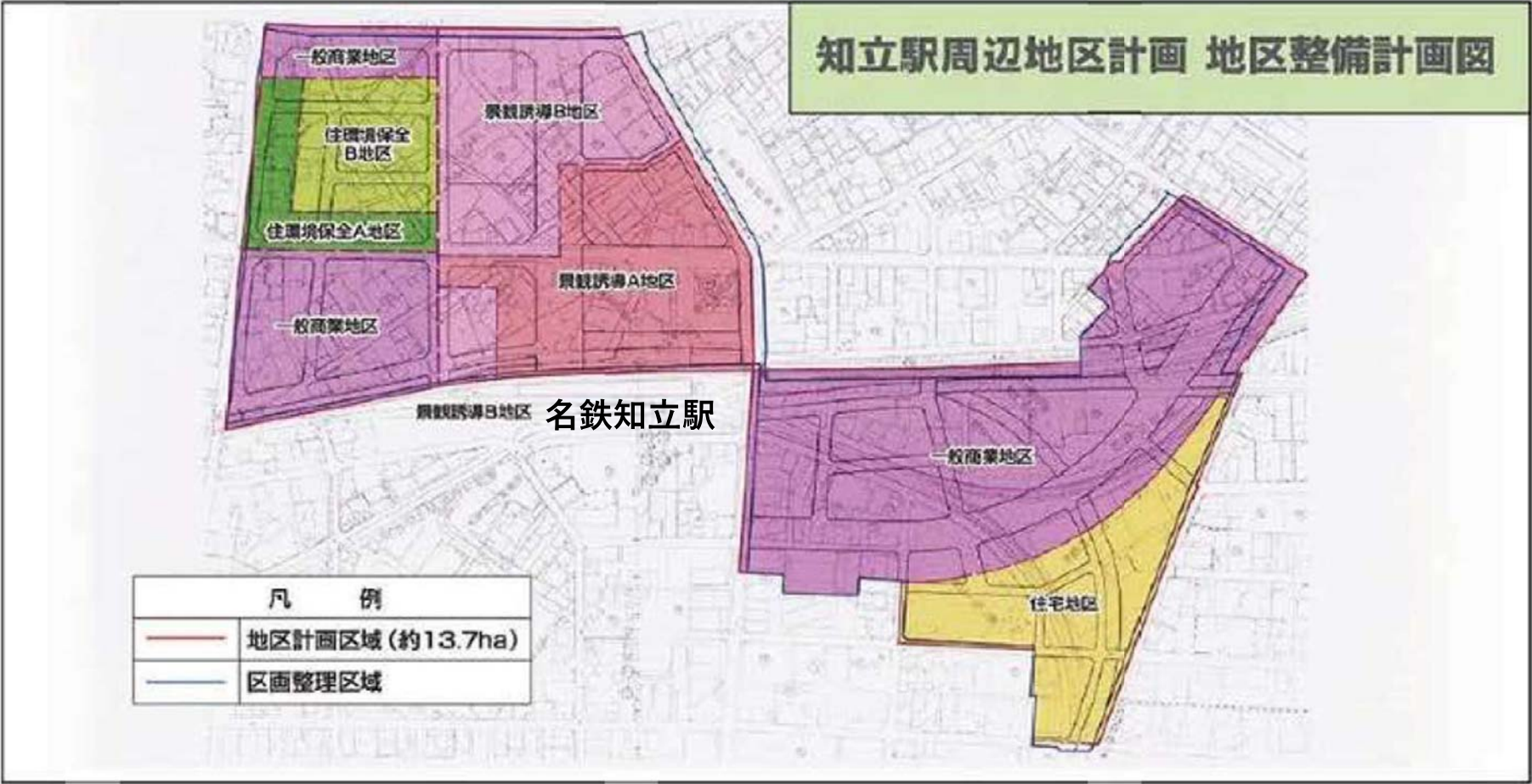
改正後											改正前
	<u>画区 域</u>		<u>10号までに掲 げる建築物以 外の建築物</u>				<u>用途に 供する 建築物 等で、 次のい ずれか に該当 するも の</u> <u>(1) 外 壁を 有し ない もの</u> <u>(2) 軒 の高 さが 2.5 m以 下 で、 外壁 等の 距離 の限 度に 満た ない</u>				

改正後												改正前	
								<u>部分</u> <u>の床</u> <u>面積</u> <u>の合</u> <u>計が</u> <u>10m²</u> <u>以内</u> <u>のも</u> <u>の</u>					

地区計画（八橋山田谷地区計画追加前）



知立駅周辺地区計画



八橋山田谷地区計画 ~市街化調整区域内地区計画~

